平成２１年（フ）第３７８号
長野県須坂市大字須坂1437番地の１
債務者　袖山　尚樹
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
長野県松本市両島18番15号　小原アパート３号室、前住所長野県松本市両島18番15号　オハラアパート１号室
債務者　二木　順子
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２９７号
長野県大町市常盤1995番地１
債務者　山下　元明
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３１５号
長野県安曇野市穂高柏原2712番地14
債務者　井口　義成
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２８号
長野県松本市桐１丁目２番４号　城北ハイツ１階103号室
債務者　三瓶　直子
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２９号
長野県松本市双葉５番516号　県営住宅
債務者　市川　武志
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２５３２号
名古屋市北区五反田町252番地　コーポサクライＣ号
債務者　丹羽　永勧
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８８２号
名古屋市中川区小本本町３丁目235番地の３
債務者　湯地　健詞
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４２号
名古屋市瑞穂区堀田通５丁目２番地　グレースマンションＨ＆Ａ堀田502号
債務者　仲本　　進
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１６号
三重県伊賀市緑ケ丘本町749番地の３
債務者　谷卒　正行
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１２９６号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目４番７―101号
債務者　安信美恵子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９７号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目４番７―101号
債務者　安信　志保
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９９号
広島市安佐北区口田南３丁目23番22―102号
債務者　山本　勝利
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６５号
広島県廿日市市地御前北２丁目７番36号
債務者　横谷佐智子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７５号
広島県東広島市豊栄町清武340番地１
債務者　久保田秀美
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８５号
広島市南区翠５丁目20番27―205号
債務者　小川　貴志
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９８号
広島市安佐南区長束３丁目10番29―103号
債務者　影山　智子（旧姓竹本・藤亀）
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０５号
広島市安芸区中野６丁目８番14―103号
債務者　外山　洋一
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部